

「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」骨子

1. 本ガイドラインの趣旨・位置付け

- 本年6月10日以降受入れを開始する添乗員付きパッケージツアーの実施に当たり、旅行業者、旅行サービス手配業者、添乗員、宿泊事業者等の各観光関係者が留意すべき事項をまとめたもの。
- 感染防止対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等の現在我が国で運用されている方針や考え方即して対応を行うことが前提であり、ツアー実施中に、添乗員等が方針等の適用に迷う場面では、周囲の状況や国内でのスタンダードに照らして判断を行うこと。

2. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

① ツアー造成時

- ・旅行業者等は、密を避けて感染拡大防止に配慮した行程を作成すること。
- ・旅行業者等は、感染防止対策を徹底している施設等を活用すること。

② ツアー販売時

- ・旅行業者等は、ツアーパートナーに対して以下の内容を説明し、同意を得ること。
 - ▶ 基本的な感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒、③3密の回避）の徹底
 - ▶ 民間医療保険への加入
 - ▶ Visit Japan Webへの事前登録及びファストトラックの使用
 - ▶ 上記に従わない場合、参加・継続が認められない可能性がある旨 等

③ ツアー実施前

- ・旅行業者等は、添乗員に対し、研修等を実施し、感染防止対策の意義や取るべき対応等について十分に理解させること。
- ・宿泊事業者等は、感染防止対策が適切に実施されるよう、外国語のリーフレット掲示等を行うこと。

④ ツアー実施中

- ・添乗員は、対応に迷う場合、周囲の状況や国内でのスタンダードに照らして判断を行うこと。
- ・添乗員は、ツアーパートナーに対し、以下の対応を行うこと。
 - ▶ ツアー開始時、感染防止対策についてイラスト等を活用して説明
 - ▶ 感染防止対策の遵守（マスク着用が必要でない場面も含む。）に関する場面ごとのこまめな声かけや注意喚起
 - ▶ 発熱等の症状がある場合の報告を要請

- ・添乗員は、最新のマスク着用の考え方について十分に理解すること。
- ・添乗員は、陽性者発生時における濃厚接触者の範囲の特定等を適切に行うため、ツアー参加者の行動履歴を保存すること。
(※飲食店における座席配置の固定化等により、濃厚接触者の範囲を最小限に抑制)

3. 陽性者発生時を含む緊急時の対応

① ツアー実施前

- ・旅行業者等は、以下の情報を事前に確認し、添乗員に共有すること。
 - ▶ 多言語対応可能な医療機関、専門的な医療通訳等に関する情報
 - ▶ 自治体が設置する相談窓口等の情報
 - ▶ 有症状者等が発生した場合の一時待機場所等の情報
 - ▶ 各自治体が定める新型コロナウイルス感染症への対応に関する方針等
- ・旅行業者等は、濃厚接触者の範囲を含む陽性者発生時の具体的対応等について、必要に応じて、事前に自治体の関係部署に相談しておくこと。

② ツアー実施中

- ・旅行業者等及び添乗員は、有症状者が発生した場合、以下の対応を行うこと。
 - ▶ 当該有症状者のツアーからの速やかな離団
 - ▶ 当該有症状者の医療機関への受診対応
 - ▶ 専門的な医療通訳の手配 等
- ・旅行業者等は、陽性者が発生した場合、以下の対応を行うこと。
 - ▶ 陽性者が発生した場合は、リスクに応じて適切に濃厚接触者の範囲を特定
 - ▶ 待機期間中から帰国までのサポート
 - ▶ 陽性者及び濃厚接触者以外のツアー参加者に対し、ツアー継続が可能である旨の説明 等
- ・旅行業者等は、ツアー参加者に対して、陽性者となった場合の入院医療費については、民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められる旨、説明すること。